

序論 都市計画マスタープランについて

1 都市計画マスタープランの役割

都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2に規定される『市町村の都市計画に関する基本的な方針』であり、住民に最も近い立場である市町村が、住民の意見を反映しながら策定するものです。

「一宮市都市計画マスタープラン」は、市の上位計画である「第7次一宮市総合計画」や県が定める「尾張都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(尾張都市計画区域マスタープラン)」などの計画に即し、都市全体及び地域別の将来像を示すもので、今後、個別具体の都市計画を行うための基本的な方針となります。

なお、県や近隣市などとの広域的なまちづくりを推進する際には、本マスタープランに基づき、連携・調整を行っていきます。

2 改定の背景

我が国では2005年(平成17年)頃より、「人口減少社会」が叫ばれ、2015年(平成27年)の国勢調査結果で初めて総人口が減少しました。そういった現状から、今後のまちづくりは、人口減少やそれに伴う少子高齢化の進行に対応することが求められています。

本市においては、2009年(平成21年)6月に策定した現行の都市計画マスタープランの目標年次が2020年(令和2年)であり、その目標年次に近づいてきています。また、平成30年度から10年間の計画期間とした「第7次一宮市総合計画」が策定され、「尾張都市計画区域マスタープラン」が2019年(平成31年)3月に改定されました。

以上のような背景を踏まえ、多拠点ネットワーク*型都市の構築を目標とした都市計画マスタープランの改定を2020年(令和2年)6月に行いましたが、その後、都市の骨格に係る名岐道路などの都市計画決定に関する手続が進められていることや、名神高速道路における尾張一宮パーキングエリアをスマートインターチェンジ*優先検討箇所と位置付けしたことなどに対応するため、計画の見直しを行うものです。また、見直しにあたっては、現況整理の見直しや計画改定からの社会情勢の変化にも対応することとします。

「※」: 解説がある用語

3 社会情勢の変化

計画の見直しにあたっては、計画策定当初からの社会情勢の変化への対応を踏まえることとします。

(1) ニューノーマルへの適応

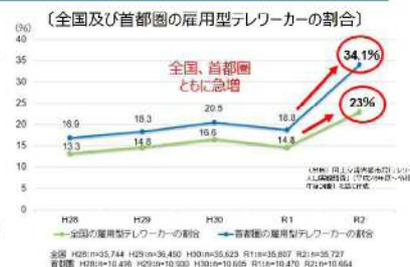
- 市民一人ひとりの多様なニーズに的確に応えるべく、「人間中心・市民目線のまちづくりを深化」させることやニーズに対応して機敏かつ柔軟に施策を実施する「機動的なまちづくりを実現」することが重要です。
- 地域の資源として存在する官民の既存ストック*（都市アセット）を最大限に利活用し、市民のニーズに応じていくことが重要です。

- ・新型コロナ危機を契機とし、デジタル化の進展も相まって、テレワーク*の急速な普及、自宅周辺での活動時間の増加など、人々の生活様式は大きく変化（ニューノーマル*）しました。
- ・ワークライフバランス*の重視など、「働き方」や「暮らし方」に対する意識や価値観も変化・多様化しています。

デジタル化の急速な進展やニューノーマルに対応した都市政策のあり方検討会 中間とりまとめ（概要）

新型コロナ危機を契機に生じた変化

- 新型コロナ危機を契機とし、デジタル化の進展も相まって、テレワークの急速な普及、自宅周辺での活動時間の増加等、人々の生活様式は大きく変化（ニューノーマル）。
- これに伴い、ワークライフバランスの重視など、「働き方」や「暮らし方」に対する意識や価値観が変化・多様化。
- 「働く」「暮らす」場である都市に対するニーズも変化・多様化。職住遊学の融合、自宅以外のワークプレイス、ゆとりある屋外空間の構築などが求められるように。



➡ 二地域居住をはじめ、人々のライフスタイルに応じた多様な働き方・暮らし方の選択肢を提供していくことが必要

目指すべきまちづくりの方向性

市民一人ひとりの多様なニーズに的確に応える
(人間中心・市民目線のまちづくりの深化)

ニーズに対応して機敏かつ柔軟に施策を実施
(機動的なまちづくりの実現)

地域の資源として存在する官民の既存ストック（都市アセット）を最大限に利活用し、市民のニーズに応じていくことが重要

都市アセットを「使う」「活かす」

職住遊学の融合など、官民の都市アセットの一体的利活用による空間づくり

空き家をコワーキングスペースにするなど、都市アセットのリノベーション

街路やオープンスペースなど、都市アセットを可変的・柔軟に利活用



公・民・学の多様な関係者が連携してまちのビジョンを共有

スピーディーに「動く」

公園などまちなかでの社会実験の実施

デジタル技術・データを「使いこなす」

データを活用したシミュレーションや効果検証、デジタル技術による新たなサービス

出典：国土交通省「デジタル化の急速な進展やニューノーマルに対応した都市政策のあり方検討会

中間とりまとめ（概要）」（2021年（令和3年）4月）

(2) 居心地が良く歩きたくなるまちなかの創出の推進

■居心地が良く、歩きたくなるまちなかの創出を目指し、道路、駅前広場等の公共空間を活用するなど、地域が主体となる多くの魅力ある多様な取組により、民と官の多様な連携・共鳴による可能性豊かなまちづくりを進めることが重要です。

- ・人口減少や少子高齢化が進み、地域の活力の低下が懸念されるなか、都市の魅力を向上させ、まちなかのにぎわいを創出するため、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」を形成し、多くの人材の出会いと交流により、地域の消費と投資、雇用を生み出すことで、豊かで成熟した生活を実現する「都市空間」へと再生していくことが求められています。

■居心地が良く歩きたくなるまちなかのイメージ

居心地が良く歩きたくなるまちなか

Walkable	歩きたくなる	居心地が良い、人中心の空間を創ると、まちに出かけたくなる、歩きたくなる。
Eye level	まちに開かれた1階	歩行者目線の1階部分等に店舗やラボがあり、ガラス張りで中が見えると、人は歩いて楽しくなる。
Diversity	多様な人の多様な用途、使い方	多様な人々の多様な交流は、空間の多様な用途、使い方の共存から生まれる。
Open	開かれた空間が心地良い	歩道や公園に、芝生やカフェ、椅子があると、そこに居たくなる、留まりたくなる。

1階をガラス張りの店舗にリノベーションし、アクティビティを可視化
民間敷地の一部を広場化 (宮崎県日南市)



【イメージ例】
1階 (店舗やオフィス等)
民間空地
街路
公園



2つの階層の庇空により
一体整備された神社と森 (東京都中央区)



駅前のトランジットモール化と広場創出 (兵庫県姫路市)



道路を占用了した夜間オープンカフェ (福岡県北九州市)



公園を芝生や民間カフェ設置で再生 (東京都豊島区)



出典：国土交通省「都市の多様性とイノベーションの創出に関する懇談会中間とりまとめ」（2019年（令和元年）6月）

(3) カーボンニュートラルの宣言

■「2050年までに二酸化炭素実質排出量ゼロ」を目指し、市民・事業者・行政が協働し、一体となって脱炭素社会の推進と気候変動への適応の課題について果敢に取り組むことが重要です。

- ・2015年に合意された「パリ協定」では、「世界の気温上昇を産業革命以前と比較して2℃より十分低く保つとともに1.5℃に抑える努力を追求する」ことが国際的な目標とされ、我が国においても、「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル*、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。
- ・環境に対する意識が世界的に高まっていくなかで、将来にわたって一宮市の豊かな環境を次世代に引き継ぐ必要があります。そこで、一宮市は「2050年までに二酸化炭素実質排出量ゼロ」を目指し、「いちのみやゼロカーボンシティ」を宣言しました。

いちのみやゼロカーボンシティ宣言

わたしたちのまち一宮市には、木曾川をはじめいくつもの河川があり、豊かな水辺環境を形成するとともに、社寺や農地などに緑地が散在しています。これらの自然環境は、木曾の清流と豊かな濃尾平野によってはぐまれたものであり、先人のたゆまぬ努力によって維持されてきました。

近年、地球温暖化に伴う気候変動により、猛暑や大型台風など、私たちがこれまで経験したことのない異常気象によって災害が激甚化し、各地で大きな被害をもたらしています。地球温暖化の主な要因は、CO₂（二酸化炭素）をはじめとした温室効果ガスの増加であると考えられます。

2015年に合意された「パリ協定」では、「世界の気温上昇を産業革命以前と比較して2℃より十分低く保つとともに1.5℃に抑える努力を追求する」ことが国際的な目標とされました。また、我が国においても、「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。

環境に対する意識が世界的に高まっていく中で、私たち一人ひとりが今まで以上に地球環境に強い危機感を持ち、脱炭素への取組を強化し、将来にわたって一宮市の豊かな環境を次世代に引き継ぐ必要があります。

そこで、一宮市は「2050年までに二酸化炭素実質排出量ゼロ」を目指し、市民・事業者・行政が協働し、一体となって脱炭素社会の推進と気候変動への適応の課題について果敢に取り組むことを決意し、「いちのみやゼロカーボンシティ」を宣言いたします。

令和5年2月27日
一宮市長 中野 正康

出典：一宮市

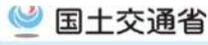
(4) 物流の効率化の促進

■全国的な物流の効率化に向けた取組が進められるなかで、広域交通の利便性が高い本市においては、物流拠点の確保などによる物流の効率化が重要です。

- ・2024年度からトラックドライバーに時間外労働の上限規制が適用されることで、トラックドライバー不足が生じる「物流の2024年問題」が懸念されています。
- ・国土交通省では、昨今の物流分野における労働力不足や、荷主や消費者ニーズの高度化・多様化による多頻度小口輸送の進展などに対応するため、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（物流総合効率化法）に基づき、「2以上の者の連携」による流通業務の省力化及び物資の流通に伴う環境負荷の低減を図るための物流効率化の取組を支援しています。

■流通業務総合効率化事業の例

物流総合効率化法(流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律)の概要



目的

- ・我が国産業の国際競争力の強化
- ・消費者の需要の高度化・多様化に伴う貨物の小口化・多頻度化等への対応
- ・環境負荷の低減
- ・流通業務に必要な労働力の確保

制度の概要

二以上の者が連携して、流通業務の総合化(輸送、保管、荷さばき及び流通加工を一体的に行うこと。)及び効率化(輸送の合理化)を図る事業であって、環境負荷の低減及び省力化に資するもの(流通業務総合効率化事業)を認定し、認定された事業に対して支援を行う。

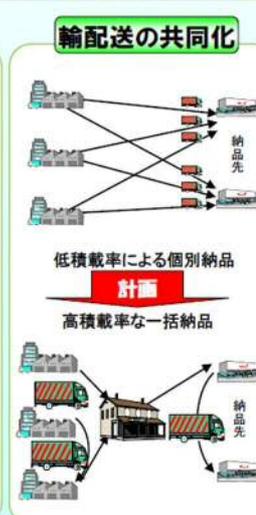
支援対象となる流通業務総合効率化事業の例

輸送網の集約



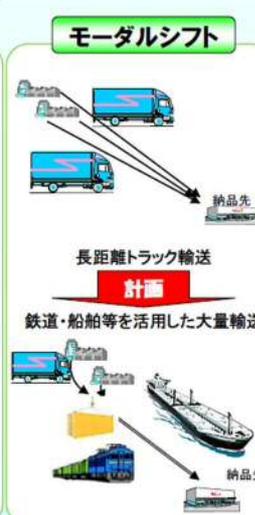
非効率・分散した輸送網
→
効率化・集約化された輸送網

輸送の共同化



低積載率による個別納品
→
高積載率な一括納品

モーダルシフト



長距離トラック輸送
→
鉄道・船舶等を活用した大量輸送

支援措置

- ① 事業の立ち上げ・実施の促進
 - ・計画策定経費・運行経費の補助
 - ・事業開始に当たっての、倉庫業、貨物自動車運送事業等の許可等のみなし
- ② 必要な施設・設備等への支援
 - ・輸送連携型倉庫への税制特例
 - 法人税:割増償却8%(5年間)
 - 固定資産税:課税標準1/2(5年間)等
 - ・施設の立地規制に関する配慮
 - 市街化調整区域の開発許可に係る配慮
- ③ 金融支援
 - ・信用保険制度の限度額の拡充
 - ・長期低利子貸付制度
 - ・長期無利子貸付制度(主に中小企業向け)
- ④(独)鉄道・運輸機構による支援
 - ・事業実施のための資金の貸付け 等

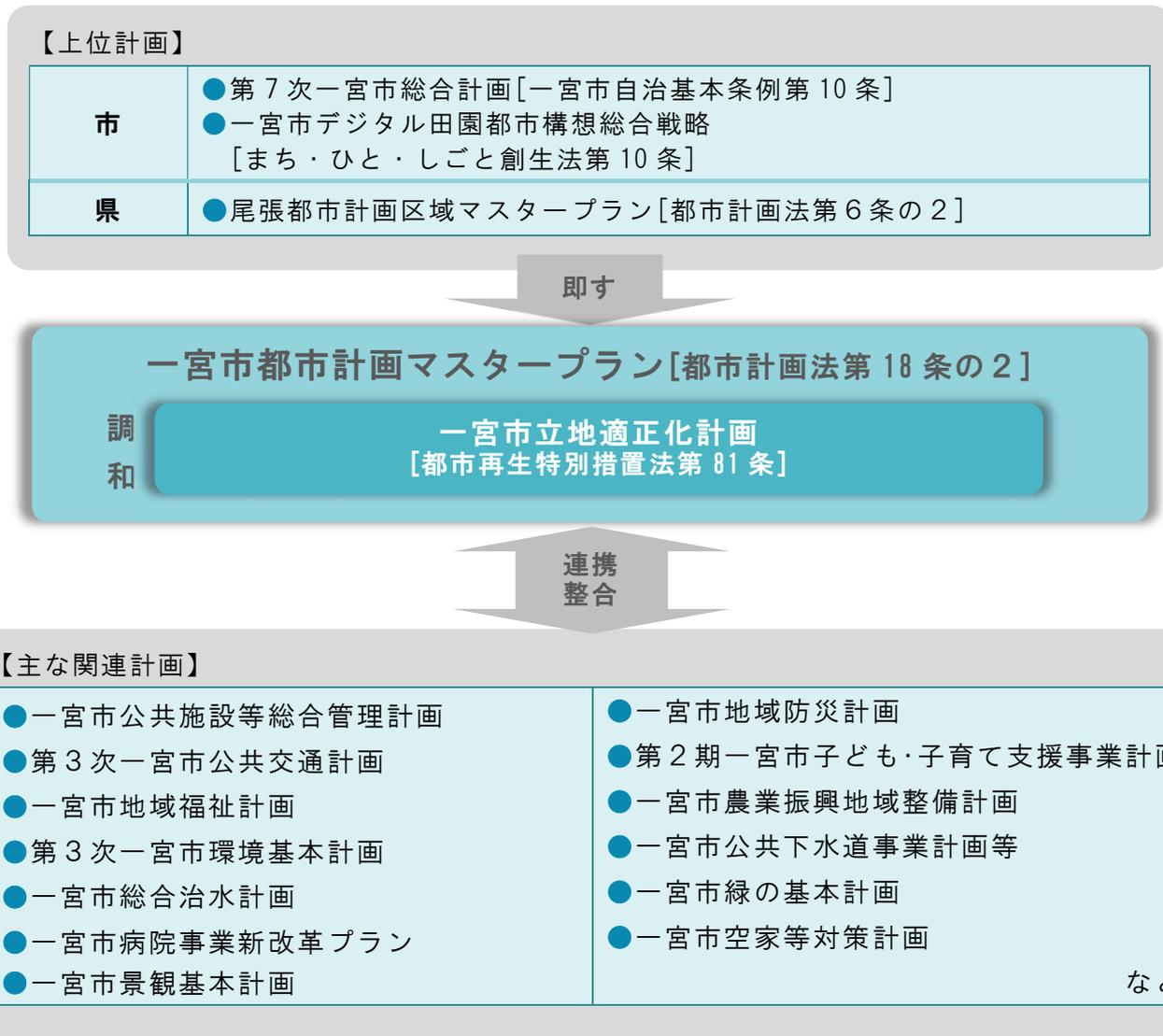
大臣認定

出典：国土交通省「物流をとりまく状況と物流標準化の重要性」（2021年（令和3年）6月）

4 都市計画マスタープランの位置づけと構成

本マスタープランは、上位計画に即しつつ、各種関連計画との連携・整合をとりながら策定し、大きく【全体構想】と【地域別構想】から構成されます。

■都市計画マスタープランの位置づけ



■全体構想と地域別構想の役割

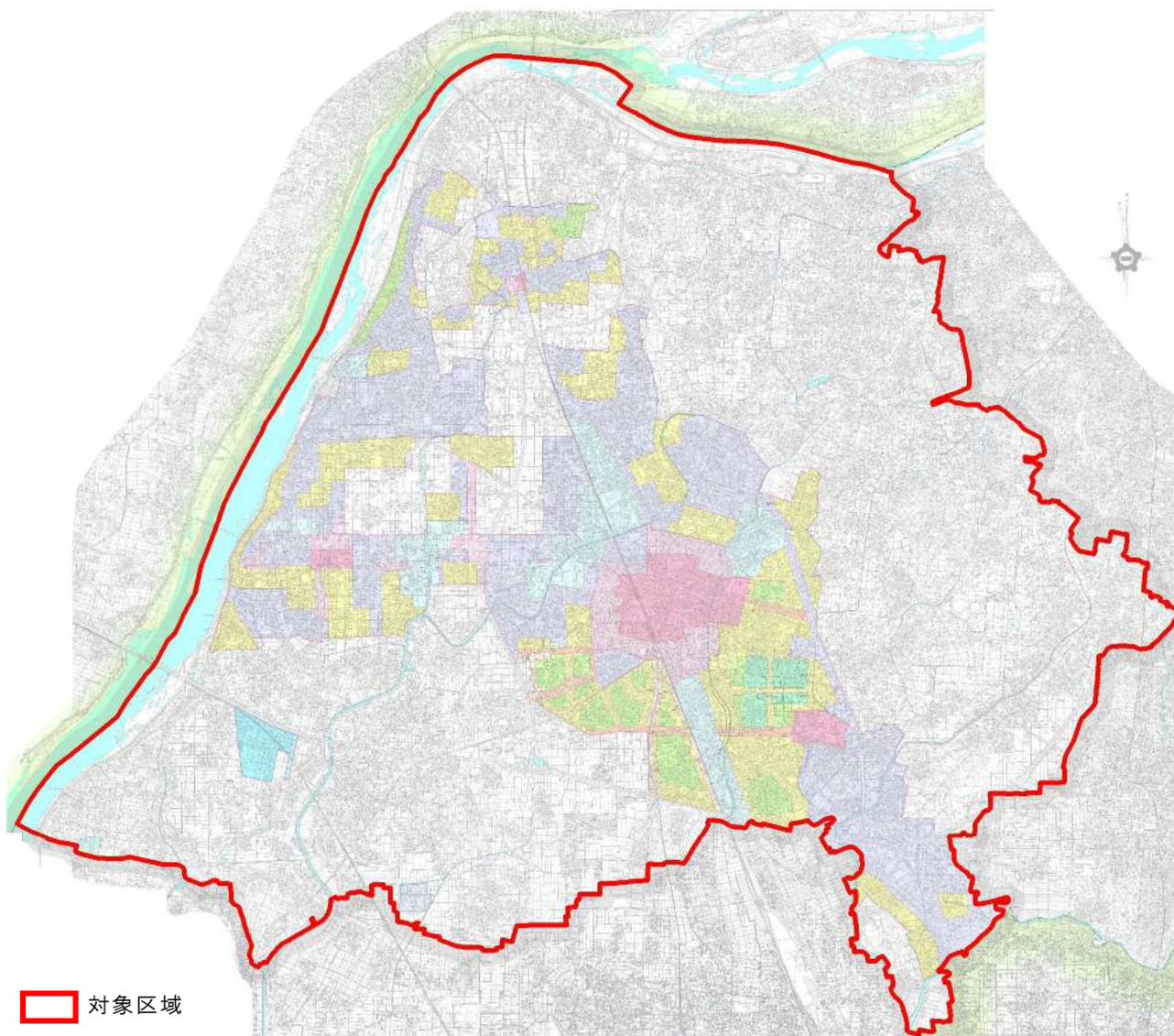
全体構想	市全体の将来像を明らかにし、土地利用、都市施設及び市街地開発事業などに関する全体的な方向性を示します。
地域別構想	市域を7地域にまとめ、それぞれの地域特性に応じた実践的なまちづくりの方針を示します。

5 計画の対象区域と目標年次

本マスタープランは、都市計画区域※である本市全域を対象とします。

また、目標年次は、おおむね 20 年後である 2040 年(令和 22 年)の都市の姿を展望した上で、都市計画の基本的な方向を定め、道路や公園、市街地などの整備の目標については、おおむね 10 年後である 2030 年(令和 12 年)に設定します。

■対象区域



資料：一宮市都市計画総括図

都市計画マスタープランについて

第1章 都市の現況と課題

第2章 全体構想

第3章 地域別構想

第4章 計画の推進方策

資料編